

2004.8.13

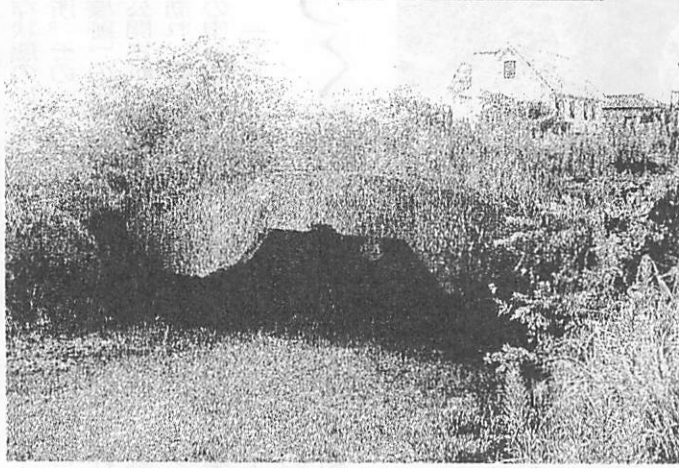
# 戦争遺跡

太平洋戦争時に使われた軍事施設などの「戦争遺跡」を歴史遺産として国や地方自治体が文化財指定・登録するケースが相次いでいる。全国の平和団体などをつくる「戦争遺跡保存全国ネットワーク」の調べでは、95年に5件だった指定・登録件数が、今年7月現在で96件に増えた。「戦争賛美につながる」との意見もあるが、同ネット事務局は「戦争を知る世代が高齢化し、語り継ぐ意味で遺跡の役割は重要」と評価している。

## 「歴史語り継ぐ 役割が重要に」

千葉県夷隅町は今年3月、ロケット特攻機「桜花」の発射基地跡を史跡に指定した。「破損がひどく、地元民にさえ知られていなかった。指定により保存・整備したい」という。5月に対空監視用の聴音壕を重要文化財に指定した群馬県長野原町は「自分たちの町にも戦争の歴史があったことを子供たちに知ってほしい」と、戦争遺跡を平和教育の教材として活用する考えだ。

その一方で、民有地にあるために指定されない遺跡は、再開発などで撤去の危機にさらされている。戦争末期に旧海軍の連合艦隊司令部が置



千葉県館山市に唯一残った掩体壕。文化財指定に向け、調査が続く

# 各地で文化財登録

戦争遺跡 軍事目的の土木構築物、戦跡、戦災跡などを指す。文化財指定は90年、沖縄県南風原町の陸軍病院壕が第1号とされる。95年にユネスコの世界遺産登録を目前にした広島

市の原爆ドームが国史跡になり、保護の機運が高まった。

03年度に文化庁は近代遺跡調査の一環として、全国50遺跡を現地調査。今年度中に報告書をまとめる。

かれた日吉台地下壕跡（横浜市港北区）では、民有地の一部で宅地造成問題が起きている。東京都東大和市では、軍需工場の変電所跡は都有地のため史跡指定できたが、民有地部分の給水塔は撤去された。千葉県館山市では、航空機を守るための掩体壕が4カ所あったが、現在は1カ所しか残っていない。

来々4月施行の改正文化財保護法では、規制の緩い「登録記念物」制度などが新設された。同ネットの十菱駿武代表（山梨学院大教授）は「完全に保存されていない遺跡も、登録できるようになる。遺跡保存に弾みがつく」と期待している。

【高橋昌紀、写真も】